

平和大通り公園の利活用のための社会実験業務 基本仕様書

1 業務名

平和大通り公園の利活用のための社会実験業務

2 業務の概要

本市では、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」（以下「整備イメージ」という。）に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。

本業務は、平和大通りの利活用のルールづくりや新たな担い手の掘り起こしを目的に、本市が開催するワークショップにおける利活用のアイデア等を、社会実験として試行するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

(1) 社会実験

原則、令和5年度に開催した「平和大通り公園（仮称）の利活用のためのワークショップ」にて取りまとめたルールに従い、以下のとおり実施すること。

なお、社会実験の企画内容は、発注者に確認の上、決定すること。

ア 実施場所等

- (ア) 場所
別添「位置図」に示した区域のうち任意の1区画以上
- (イ) 時期
令和6年9月7日（土）～9月29日（日）
※雨天、荒天時の対応についても検討すること
- (ウ) 回数
1回（土・日曜日及び祝日における連続した2日間）
- (エ) 時間帯
1日目（日中～夜間）、2日目（日中）

イ 企画・運営

令和4年度に開催した「平和大通りの利活用のためのワークショップ」における利活用のアイデアや、今年度に本業務とは別に実施する「平和大通り公園の利活用のためのワークショップ」（以下「ワークショップ」という。）における利活用のアイデア等を基本とし、以下の3つの内容を実施すること。

ワークショップ参加者が出店を希望する場合は、受注者が企画する内容と同水準の出店環境を確保するとともに、出店に係る申請等の手続についても本社会実験に係る手続と合わせて受注者において実施すること。

なお、出店数については、発注者と協議の上、決定すること。

- (ア) 休憩等のスペースの設置
- (イ) 飲食及び物販等
- (ウ) 体験型プログラム

※ 受注者自らが、料金を徴収する飲食及び物販等を運営する場合は、その収益は社会実験の経費に充当すること。

ウ 準備及び片付け

設備レンタル、各種消耗品準備、会場設営等を含め準備及び片付けは、受注者において実施すること。

エ 広報等

来場者を増やすための効果的な広報を実施するとともに、社会実験の影響を受ける平和大通り沿道の住民、企業等に対し、開催案内チラシの配布等により、事前に社会実験実施の周知を行うこと。なお、チラシ配布については、同等以上の効果が見込まれる別の方法も可能とする。

オ アンケートの実施

ワークショップで提案された案を参考に、アンケートの作成を行うこと。なお、アンケートの対象者や実施数等は、発注者と協議の上、決定すること。

作成したアンケートについては、本業務とは別に実施する「平和大通り公園の利活用のためのワークショップその他業務」の受注者に提供するため、令和6年11月8日（金）までに本市に提出すること。

カ 来場者数の調査

社会実験会場への来場者数を1時間毎に計測及び集計し、結果を取りまとめること。

キ 分析・課題整理

社会実験の実施結果等を踏まえ、円滑かつ持続的な利活用の実施に向けた利活用の条件や手続き、仕組み等に係る課題整理を行うこと。

課題整理の結果については、本業務とは別に実施する「平和大通り公園の利活用のためのワークショップその他業務」の受注者に提供するため、令和6年11月8日（金）までに本市に提出すること。

(2) 打合せ等

本業務に係る発注者との打合せは、業務着手時や報告書提出時、社会実験の実施前のほか、適宜、かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。協議後は、速やかに協議記録簿を作成し、提出すること。

5 委託業務実施計画書

受注者は、契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を得なければならない。委託業務実施計画書には、必要に応じて下記の事項を記載するものとする。

なお、本実施計画書等のうちワークショップ運営に必要なものについては、本業務とは別に実施する「平和大通り公園の利活用のためのワークショップその他業務」の受注者に提供するため、適宜本市に提出すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 実施内容
- (4) 業務工程（スケジュール）
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 連絡体制（緊急時含む。）
- (9) その他

上記の「(2) 実施方針」又は「(9) その他」には、個人情報の取扱いや安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する記載を含むものとする。

受注者は、委託業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、発注者に変更委託業務計画書を提出し承認を得なければならない。

6 成果品

電子納品^(※1)により、以下の成果品^(※2)を提出すること。

(1) 委託業務実施報告書 1部

本業務の実施にあたり作成した成果物（企画書や課題整理等）を含め報告書として取りまとめること。

(2) その他、発注者が指示するもの 1部

※1 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

※2 成果品は、手引に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。

7 特記事項

(1) 社会実験の実施後は、原状復旧を行うこと。

(2) 宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。

(3) 社会実験の実施に必要な関係機関等との協議や手続等は受注者において行うこと。特に、道路占用許可及び道路使用許可の手続について、事前協議、道路占用許可申請、道路使用許可申請及び必要な費用等の負担・納入は受注者が行うこと（イス、テーブルを設置する滞在空間として使用する区域等の手続きや費用負担を含む。）。

(4) 飲食及び物販等に伴う、「臨時店舗の出店に伴う食品取扱届」の届出等、必要な手続きについては受注者が行うこと。また、これに必要な費用は受注者が負担すること。

(5) 社会実験で使用する水道及び電気等は、原則として受注者が自ら確保することとする。

(6) 社会実験の実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行い、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。なお、著しい交通渋滞が発生や交通管理者から要請があった場合などは、交通誘導警備員の配置等を行い、周辺の交通への影響を軽減するよう努めること。

(7) 本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないように努めるとともに、万一損害を与えたときは、受注者の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者など関係者から苦情等があった場合は、受注者自らの責任において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者に報告すること。

(8) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、発注者が妥当と判断する範囲内で行う。

(9) 本業務の実施に際し、発注者に提出した成果品に係る諸権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(10) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

位置図

